

特集 いまこそ経営計画を作りましょう！

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.7～】

- 働き方改革PR動画「はたらきかたススム」シリーズ第1弾を公開
- 毎年9月は障害者雇用推進月間です！
- 障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口を開設しました

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」



いまこそ経営計画を作りましょう！

かながわ補助金研究会 中小企業診断士 片岡 英明

新型コロナウイルス感染症の影響は足かけ4年に及びましたが、やっと収束が見え始めています。この間、事業者の皆様は経験したことのない状況に対応し、苦勞の絶えない時だったと思います。社会が落ち着きを見せ始めたいま、アフターコロナの経済環境を踏まえて、あらためて自社の事業の方向を見定めて「計画」を作りませんか？



1. 事業者の作成する計画には「経営計画」と「事業計画」があります

同じような意味に使われることが多い二つの計画がありますが、この二つは対象が異なります。「経営計画」は全事業の経営全般を対象として、その改革を進めるために作成します。「事業計画」は経営計画に基づいて個別の事業を成功させるために作成します。多くの小規模事業者では一つの事業の事業者であることが多く、この場合には経営計画と事業計画はほとんど同じものになります。

本稿では単一事業の経営計画（事業計画）を対象として、その効果と作成について解説します。

2. まだまだ不透明な状況でなぜ計画を立てるのでしょうか？

下の図（図1）は、中小企業庁が小規模事業者を対象に「経営計画の作成有無」と「その理由」を調査した結果です。コロナ前の調査ですが、この頃も「不透明の時代」とか「VUCAの時代」、と言われていました。

※VUCA（ブーカ）とは Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を並べた頭字語。予測困難な状況を意味する。

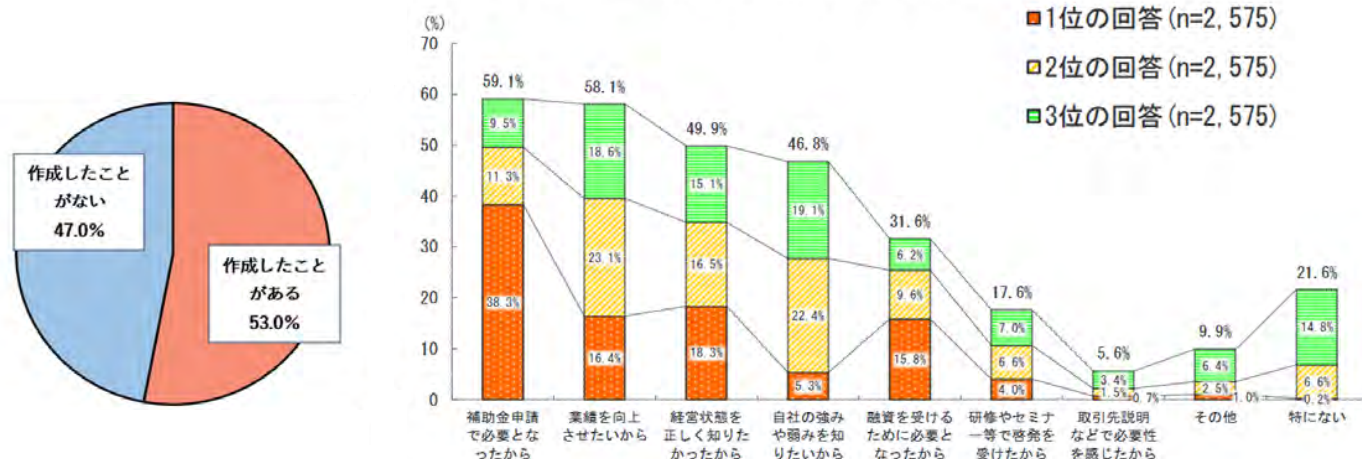
この調査では、全体の53%と、約半数の事業者に経営計画の作成経験がありました。作成した理由のうち1位の回答として多いのは「補助金申請に必要」38.3%です。「業績の向上」「融資に必要」も合わせると1位の回答の70.5%にもなり、作成理由は事業の拡大や展開のためと考えられます。このように、**経営計画は事業拡大や展開を志向している事業者が作成しているのです。**

3. 経営計画の作成有無と業績は関連するのでしょうか？

次ページの図（図2）は事業者の「経営計画の作成経験」と「売上高推移（業績）」の相関を調査したものです。売上高が増加した事業者の割合は「作成したことがない」では20.2%なのに対し、「作成したことがある」では34.0%であり、1.7倍になっています。つまり、**事業の拡大や展開のために経営計画を作成し、実行したことで実際に業績が向上しています。**

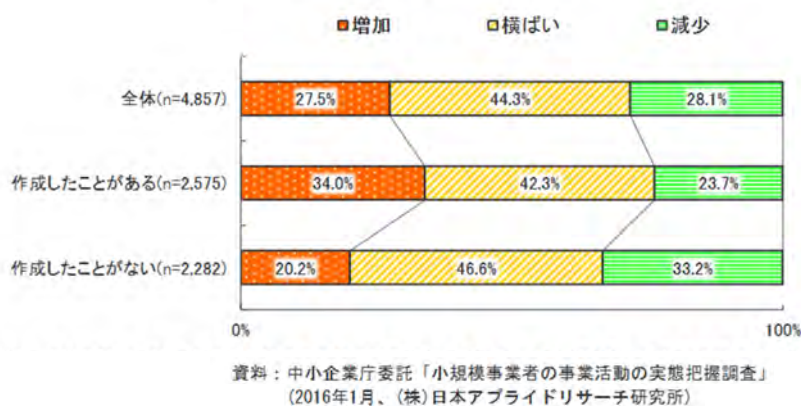
不透明な状況であっても、目標を決めてしっかり経営計画を立て、実行することが業績につながり、成功しています。**経営計画の作成と実行は、事業の成功のための有効な手段になっているのです。**

（図1）経営計画（事業計画を含む）の作成有無と作成理由



資料 中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、（株）日本アプライドリサーチ研究所）
 （注）複数回答は、選択肢のうち、最もあてはまるもの上位3つを回答。

(図2) 経営計画の作成有無と売上高推移の相関



4. では経営計画はどうやって作り、実行すればよいのでしょうか？

経営計画は次のような順序で考えると整理しやすくなります。

順序	項目	内容例
1	3年後の達成目標	たとえば、「新事業の売上高を既存事業の10%以上にする」等、具体的な数値で目標を決めます。
2	自社の状況	達成目標に対する自社の状況、自社の強みや弱み等、自社の現在のポジションを明確にします。
3	自社を取り巻く状況	達成目標を踏まえて、市場の状況や競合の状況等、自社ではコントロールできない環境条件を明確にします。
4	目標の達成方法	1で決めた目標に対し、2、3で現状が見える化できました。目標と現状の間には違いがあるはずで、この違いを埋めるべく、目標達成のために自社の採るべき実現可能な方法を具体化します。

大変そうだなあと思われた方、大丈夫です。

(独)中小企業基盤整備機構が無料で公開している経営計画が作成できるアプリがあります。上の内容をアンケート形式で順次答えていくと、経営計画書が出来上がります。何回でも修正できますし、途中で保存しながら少しずつ進めることができますので、始めやすいと思います。このアプリで作成した経営計画書を基に「小規模持続化補助金」の申請書を作成し、採択された事業者も多くいらっしゃいます。

<https://tsukurukun.smrj.go.jp/>

経営計画つくるくん公式	検索
-------------	----

不透明な状況の下で事業を成功させるには、従業員をはじめ金融機関等、自社にとって重要な方々と計画の内容を共有し、協力体制を作ることが絶対に必要です。経営計画書は経営者自身が事業の全体像を明確にしたものですから、経営者の考えを周りの方々と共有するためにとっても有効なツールになります。特に従業員とは成功の道筋(目標達成の方法の進め方)まで含めて共有することが、成功確率を大きくするポイントになります。

経営計画や事業計画の作成と実行について詳しく知りたい、あるいは支援を依頼したい方は、川崎市産業振興財団や川崎商工会議所、神奈川県よろず支援拠点川崎サテライト等の公的機関や当研究会等にご相談ください。



9月10日は世界自殺予防デー

「働きざかりに知ってほしい～ゲートキーパーという役割～」

ストレスは誰にでもあるものですが、過度なストレスがかかると、「不眠」「食欲不振」「疲れがとれない」などの症状が出る場合があります。これらは「うつ」のサインの場合があります。自殺（自死）で亡くなった方の多くが自殺時に何らかの精神科診断がつく状態だったといわれており、自殺に最も関係の深い病態はうつ病・うつ状態といわれています。また、自殺が起こる背景には、健康問題、経済問題、家庭問題等、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。

■ 自殺に傾いている人の特徴



■ 身近に気になる人はいませんか

次のようなサインは、抱えている困難や自殺の警告サインの一例です。



自殺の危険が高いと思われる人への対応として「TALKの原則」というのがあります。
Tell, Ask, Listen, Keep safe の頭文字をとっています。

T：心配しているということをはっきりと言葉に出して伝える

A：自殺についてはっきりと尋ねる

L：相手の訴えを傾聴する

K：危ないと思ったら、その人を一人にしないで安全を確保したうえで、必要な対処をする

出典：職場における自殺の予防と対応（中央労働災害防止協会 労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会より引用改変）

■ ひとり、ひとりが「ゲートキーパー」

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人のことで、言わば「命の門番」です。

ゲートキーパーの役割

- ① 気づき・・・元気がないな、表情が暗いな等、周囲の人の様子がいつもと違うことに気づく
- ② 声かけ・・・勇気を出して声をかける
「眠れていますか？」「なんだか辛そうだけど…」「ごはん、食べられていますか？」等
- ③ 傾聴・・・相手の話に耳を傾け、その言葉と気持ちを受け止める。共感、支持する。
- ④ つなぎ・・・相談窓口へつなぐ。1人で判断に迷うときは、お住まいの市町村の相談窓口へ連絡してください。ホームページでも、さまざまな相談窓口をご案内しています。

川崎市 [ここ](#) [検索](#)

<主な相談先>

- ・ **こころの電話相談**：044-246-6742（毎日9時～21時）
※年末年始（12/29～1/3）は9時～17時
- ・ **川崎いのちの電話**：044-733-4343（365日24時間受付）
～お住まいの自治体でも相談窓口があります～

■ 川崎市からのお知らせ

川崎市では自殺予防やメンタルヘルスをテーマにした市民講演会を開催しております。今年度は、下記の予定で開催します。ぜひ、ご参加ください

日時：令和5年10月14日（土） 14時00分～16時45分（開場 13時30分）

場所：ソリッドスクエアホール（川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア地下1階）

テーマ：災害とメンタルヘルス～知ることからはじめる備えの一步～
※詳しくは川崎市ホームページをご覧ください

川崎市 [こころの健康セミナー](#) [検索](#)

【参加企業募集】 多様な人材確保のためのマッチングイベントのご案内

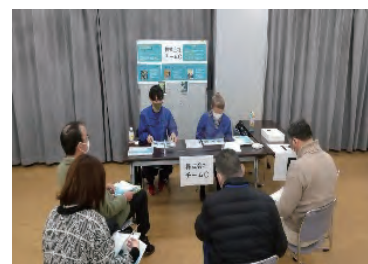
学生と川崎市内企業とのインターンシップ合同マッチング会

日時 令和5年11月16日（木） 13時00～16時00分（仮）
場所 川崎市産業振興会館4階展示場（川崎市幸区堀川町66-20）
企業 22社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定
申込期間 令和5年9月中旬～10月中旬頃（予定）
参加対象者 2025年3月以降に大学・短大・専門学校等卒業予定の学生



ミドル世代向け企業交流会

日時 令和5年11月30日（木） 13時00～16時00分（仮）
場所 てくのかわさき2階ホール（川崎市高津区溝口1-6-10）
企業 5社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定
申込期間 令和5年9月下旬～10月下旬頃（予定）
参加対象者 おおむね35歳～54歳までの求職者等



【申込方法】 ホームページ上に申込フォームを作成予定。申込期間になりましたら下記ホームページをご覧ください。



▲事業サイト

【申込み・問合せ】 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 0120-95-3087 事業サイト <https://cs-kawasaki.com/>

※本事業は、川崎市からパーソルテンプスタッフ(株)が委託を受けて実施いたします。

【所管】 川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-2276 メール 28roudou@city.kawasaki.jp

川崎市中小企業の「働きやすい環境づくり」を支援します！

支援無料

長時間労働の是正や年次休暇の取得促進、女性活躍の促進など働き方改革の機運が高まっているなか、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系に関わらず、能力を十分に発揮できる「働きやすく魅力ある環境づくり」を推進し、市内中小企業等の人材確保を図ることが求められています。

本事業では、有給休暇や育児休業の取得促進、介護と育児の両立支援など、誰もが働きやすい環境づくりに向け、市内中小企業等に対して、専門アドバイザーを派遣し、**無料**でアドバイスなどの支援を行います。



●専門アドバイザーを無料で派遣（対面・電話・オンラインに対応）

※相談内容や日程などを確認の上、専門アドバイザーを派遣します。

※申込の順に専門アドバイザーの派遣を行い、予算上限に達した場合は募集を終了します。

※詳細は川崎市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。



【申込み・問合せ】

川崎市経済労働局労働雇用部 電話：044-200-2271 メール：28roudou@city.kawasaki.jp

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年9月26日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年9月21日(木) 17時15分～19時30分(1人40分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

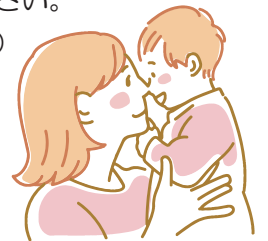
●ワーキングマザー両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※0歳から6歳(就学前)までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。(無料)
相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日時 令和5年9月9日(土) 12時～16時(1人50分以内)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県



●労働講座「押さえておきたい労働法の基礎知識」 <事前予約制>

テレワークなど新しい働き方が広まる一方で、解雇・雇止めなどが依然として課題となっています。中小企業のパワハラ防止、男性の育児休業取得促進等の法改正や新しい判例も相次いでいます。職場で必須となる、採用から退職までに関わる労働法を対面形式の本講座で基礎からじっくり学びます。

使用者の方、労務管理担当者の方、労働者の方、興味のある方など、ぜひご参加ください。

日時 令和5年10月18日(水)から11月30日(木)のうち8日間
各日とも18時30分から20時30分まで

会場 てくのかわさき てくのホール

川崎市高津区溝口1-6-10(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分)

対象 労使の他、関心のある方 60人(申込先着順)

受講料 5,610円(全8回)

申込方法 下記ホームページ、FAX、電話

▼詳しくは、かながわ労働センター川崎支所のホームページでご確認ください(申込み方法等)。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>

【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所

川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階

JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分

電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180



働き方改革PR動画「はたらきかたススめ」シリーズ第1弾を公開

～2024年4月から、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！～

厚生労働省は、このたび、働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」の第一弾を公開しました。

この動画シリーズは、2024年4月から開始する建設業で働く方やドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて制作したものです。今回公開した第一弾では、建設業、運輸業で働き方改革を進めるにあたって、皆さまに知っていただきたいことを総論的に取り上げています。

今後は、順次「**トラック編**」「**バス編**」「**建設業編**」を公開する予定です。動画シリーズを通して、建設業、運輸業が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

※はたらきかたススめ特設サイト、PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」の公開期間は、2025（令和7）年3月31日までとなります。



動画掲載先

はたらきかたススめ
特設サイト



厚生労働省 YouTube

30秒



3分20秒



こくみん共済 coop の公式アプリ登場！

広告

こくみん共済 NEWS

1423W001



アプリにできる便利なこと

- 契約内容の確認
- 加入・変更手続き
- 共済金請求
- ロードサービスの受付
- 自動車事故の受付



アプリ
インストールは
コチラ



こくみんLifeサポートをご利用いただけます！

保障設計サポート

一人一人に寄り添った、
最適な保障設計をサポートします。

- 共済ショップ・訪問
- 協力団体
- オンライン相談
- アプリ

生活設計サポート

もしもの事前の備えや事後のフォロー、
生活全般をサポートします。

約18万種類の
サービス

生活設計サポートはWEB
サイト(PC等)からもご利用
いただけます。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合会 coop

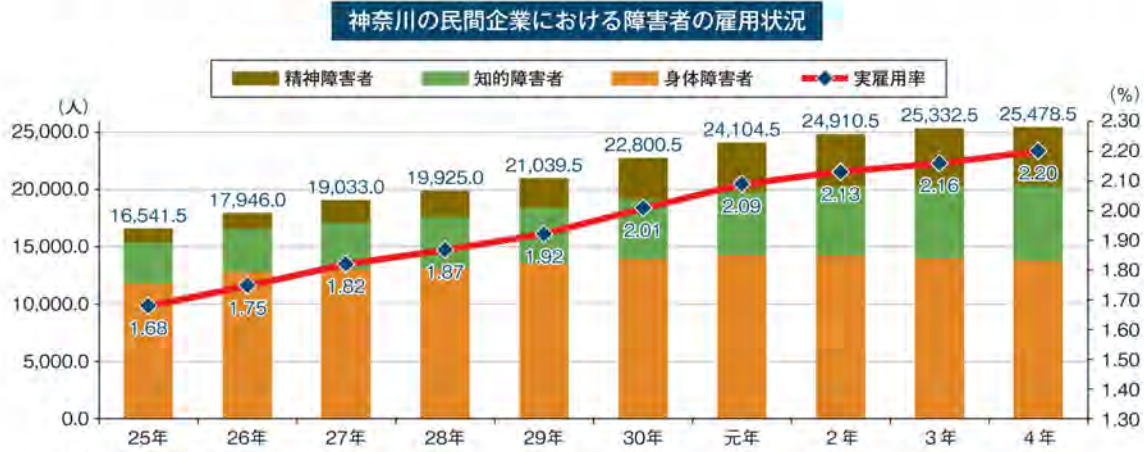
たすけあいの輪から生まれた保障の生協です。「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることが各種共済制度をご利用いただけます。

神奈川推進本部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

毎年9月は障害者雇用推進月間です！

令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%となります。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、**令和5年度においては2.3%**で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられます。

民間企業における障害者雇用の状況【**実雇用率: 全国が2.25%、県内が2.20%**】（令和4年6月1日現在）



「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、すべての事業主に対して、雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

※令和4年の制度対象となる範囲は、従業員43.5人以上の事業主です。

※国では令和4年の**法定雇用率：2.3%**を満たさない事業主からは納付金を徴収しています。

※「障害者雇用対策」について、詳しくは厚生労働省ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。



広告

お困りごとはありませんか？ 弁護士があなたの会社をサポートします！

相談予約
フォーム
はこちら



<https://koyama-law.jp/contact/>



- 契約書って作らなきゃだめ？
- 辞めた社員に残業代請求された！
- 将来のために後継者を探したい！

そのほか経営に関するお悩みもご相談ください！

本広告をご覧いただいた方限定で
15分間無料の電話相談をいたします！
ご予約の際「**かわさき労働情報を見た**」
とお伝えください。

お電話はこちら↓

TEL 044-244-3981

〒210-0002
川崎市川崎区榎町1-8
ニッコービル3F

川崎区役所から
歩道橋を渡ってすぐ！



弁護士7名在籍・創業24年の信頼と実績

小山法律事務所

代表弁護士・公認会計士 小山治郎

相談
無料

障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口を開設しました

厚生労働省は、ICTを活用した障害者のテレワーク雇用を推進するため、個別具体的な課題の解決に向けたサポートを行う企業向け相談窓口を開設しました。

障害者をテレワークで雇用することを検討しているが、情報収集中である、相談事項が明確になっていないといった状況であっても、経験豊富な専門アドバイザーが、他社事例の紹介や課題整理に向けた支援等を行い、受け入れ前から採用、その後の定着までの各段階においてサポートします。

【障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口】

障害者のテレワーク雇用を検討/導入している企業を対象に、個別具体的な各課題の解決に向けたサポートを全5回※、無料で実施いたします。
※サポートを受けてテレワークを導入した場合、追加で最大2回の支援を実施します。

1社あたり
最大5回

こんなお悩みありませんか？

- テレワーク雇用が自社に適しているか分からない
- 導入にあたって、何から始めたらよいか分からない
- どんな業務をお任せすればよいか分からない
- 障害者の受け入れにあたり、社内の理解を得られるか不安
- オフィスと離れた場所での定着やコミュニケーション、雇用管理に不安がある
- 自社に合った採用方法が分からない(応募者が集まらない)



状況に合わせた柔軟な支援内容

受け入れ前	採用	定着・戦力化
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害理解(合理的配慮)促進 ● テレワーク/障害者雇用枠の制度設計 ● テレワークに必要なハード/ソフトの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 採用計画策定 ● 業務選定 ● 求人作成 ● 採用方法の選定 ● 選考 	<ul style="list-style-type: none"> ● 体調管理のポイント ● コミュニケーションの取り方 ● 緊急時の対応方法 ● 勤怠/業務進捗の管理方法 ● 支援機関との連携

■ 原則オンラインでの実施

相談内容などによってご希望に応じて電話または直接訪問による相談も可能です。

- 何から始めたらよいか分からない
- どこから手を付けたらよいか分からない

⇒ お気軽にご相談ください。

【問合せ・申込み】

委託先：株式会社D&I 障害者テレワーク雇用推進室

令和5年度厚生労働省委託事業

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-3竹橋3-3ビル5F

電話 03-5577-6240 受付時間：平日 9:00-16:00

メール support@mhlw-telework.com

詳しくは、右の二次元コード「障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口」をご確認ください。



令和5年9月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 6月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.91倍で前年同月に比べ0.04ポイント上回りました。

* 6月の川崎市内の有効求人倍率は、0.80倍で前年同月に比べ0.07ポイント上回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年	1月	9,644	7,324	16,968	99,155	7,135	11,060	18,195	100,031	1.35	0.66	0.93	0.92
	2月	9,638	7,555	17,193	101,302	7,269	11,256	18,525	102,496	1.33	0.67	0.93	0.91
	3月	9,903	7,736	17,639	100,676	7,498	11,751	19,249	106,747	1.32	0.66	0.92	0.90
	4月	9,440	7,342	16,782	94,678	7,922	12,486	20,408	111,608	1.19	0.59	0.82	0.90
	5月	9,531	7,188	16,719	93,410	7,933	12,649	20,582	113,250	1.20	0.57	0.81	0.92
	6月	9,223	7,113	16,336	94,461	7,728	12,608	20,336	112,542	1.19	0.56	0.80	0.91
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部(川崎公共職業安定所)の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

* 6月の完全失業者数は179万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.30倍で、前年同月に比べ0.03ポイント上回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和2年度平均		191	18.0	2.8	1.19
令和3年度平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年度平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年	1月	164	-21.0	2.4	1.35
	2月	174	-6.0	2.6	1.34
	3月	193	13.0	2.8	1.32
	4月	190	2.0	2.6	1.32
	5月	188	-3.0	2.6	1.31
	6月	179	-7.0	2.5	1.30
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和5年1月～6月の労働災害発生状況は、前年比272件減の521件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製造業		52 (0)	52 (0)	0	0.0
建設業		50 (2)	55 (0)	-5	-9.1
運輸業		97 (0)	92 (0)	5	5.4
その他		322 (1)	594 (2)	-272	-45.8
総計		521 (3)	793 (2)	-272	-34.3
資料出所		神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注) 件数は休業4日以上(数字)の死傷、(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

* 6月の川崎市消費者物価指数は、104.1となり、前年同月に比べ3.2ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数 (時間)		所定外労働時間 (時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和2年度平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和3年度平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和4年度平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和5年	1月	319,102	316,337	131.7	135.7	12.7	11.8	103.7	3.8	104.7	4.4	92.7	100.8	4	32	570
	2月	306,682	309,496	135.1	139.7	12.6	12.0	103.2	3.0	104.0	3.3	92.1	104.5	11	39	577
	3月	318,840	335,655	139.8	145.8	13.3	12.5	103.5	3.1	104.4	3.3	93.2	104.8	6	52	809
	4月	326,411	324,953	142.6	148.3	12.9	12.6	104.2	3.3	105.1	3.6	100.2	105.5	4	39	610
	5月	322,046	327,254	135.9	140.9	12.0	11.7	104.0	2.9	105.1	3.3	102.5	103.2	5	55	706
	6月			P580,556		P150.0		P12.1	104.1	3.2	105.2	3.4	P100.5	P105.3	3	37
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

労使間で労務管理上のトラブルが発生すると、当事者が監督機関に相談に行くことがあります。その際、必ず問われるのが「就業規則では、どのように規定されていますか」ということです。就業規則は、労使間の権利・義務を決定づける非常に重要な役割を果たします。関連する相談事例を3例ご紹介します。



この度、新規店舗を開業することとなりました。本社から数人が赴任して、新規採用もする予定です。10人以上にはなりません、それでも新規店舗で就業規則を作成し労働基準監督署へ届出をすることが必要なのでしょうか。



常時10人以上の労働者を使用する場合、就業規則を作成し、行政官庁へ届け出なければなりません(労基法89条)。作成・届出の義務は、企業単位ではなく、事業場単位で考えます(労基法コンメンタール)。

常時10人未満の事業場については、作成・届出の必要がないといえますが、義務付けられていなくても、同条の趣旨から作成することが望ましいとされています。



就業規則を変更し、過半数代表者の意見聴取に時間がかかっています。就業規則の施行日が迫っていますが、仮に施行日を超過して労働基準監督署へ届出をすることとなった場合、施行日を変更する必要があるのでしょうか。また、提出期限に関する規定は法律などに設けられているのでしょうか。



労基法89条は、就業規則の作成および変更時に行政官庁への届出を義務付けています。関連する労基法49条1項では、「遅滞なく…届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない」としています。「遅滞なく」は、時間的即時性を表す法令用語として用いられています。具体的な日数は示されていませんが、合理的な理由がない限り、なるべく早めに届出をするべきでしょう。

なお、就業規則の効力要件としては、労働基準監督署への届出ではなく、労働者への周知とされています(労基法コンメンタール)。周知後において施行日が到来した場合は施行日に、施行日を過ぎて周知した場合は周知された日に、効力が発生することとなります。



パート・アルバイトを募集していますが、人が思うように集まりません。そこで、始業・終業時刻を柔軟にして比較的自由に働いてもらいたいと考えています。就業規則では、想定し得るパターンをすべて書く必要があるのでしょうか。



原則としては、それぞれの勤務態様または職種ごとに規定しておくということになります。パート等のうち本人の希望等により始業および終業の時刻を画一的に定めないこととする場合には、就業規則では基本となる始業および終業の時刻を定め、具体的には各人ごとに個別の労働契約等で定める旨の委任規定を設けることでよいとされています(昭63・3・14基発150号など)。

ただし、使用者とパート間における労働日時の特定については非常に争いが多いため、厚生労働省は、シフト労働者の雇用管理に係る留意点やチェックリストを公表しています。詳細については『シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項』をご参照ください。

編集後記

9月になりました。まだまだ暑い日が続いておりますが、徐々に過ごしやす日も増えてきましたね。秋はお祭りやお月見など楽しいイベントがたくさんあります。また、食欲の秋ということで、ブドウやサンマなど秋の味覚を楽しむことができます。とてもいい季節ですね。私は、秋になるとついつい食べ過ぎてしまいますが、最近はダイエットも兼ねて、近所の河川敷でランニングを始めました。また、最近では、週末キャンプに出かけて、紅葉を見ながら、リラックスした時間を過ごしています。皆さんもこの過ごしやすい季節に、外に出かけたり、家でゆっくりしたりと有意義な時間をお過ごしください。(くれぐれも食べ過ぎにはご注意くださいね。)

10月から消費税のインボイス制度が開始されます!!

●消費税インボイス制度とは・・・

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、事業者間の取引において、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス（適格請求書）」等の保存が必要となります。インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

インボイス発行事業者として登録を行うかどうかは、事業者の皆様の任意となり、免税事業者の方も、ご自身の事業実態（取引先がインボイスを必要としているか、一般消費者との取引が中心の事業形態かなど）に合わせ、検討する必要があります。



●消費税インボイス制度で困ったら・・・

相談窓口・専門家派遣【(公財)川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター】

●特別相談窓口(予約制)

インボイス制度についてお困り事がありましたら、ご相談ください。

●税理士等の専門家派遣(予約制)

税理士などの登録専門家を3回まで無料で派遣します。

申込方法	電話予約 044-548-4141	申込方法	メール(申込書をお送りください。) E-mail: oneday@kawasaki-net.ne.jp
	相談方法		窓口、Zoom、電話
相談時間	9時～12時、13時～17時(土・日・祝日、年末年始を除く)		



▲申込書

経営相談(窓口・巡回)【川崎商工会議所】

電話番号 044-211-4114 (本部・川崎幸) ・ 044-433-7755 (中原)
044-811-2804 (高津宮前) ・ 044-932-1100 (多摩麻生)

※9時～12時、13時～17時15分(土・日・祝日、年末年始を除く) 窓口・巡回・Zoomにてご相談いただけます。

インボイスコールセンター【国税局・税務署】

電話番号 0120-205-553 ※9時～17時(土・日・祝日を除く)

インボイス制度の説明会【国税局・税務署】

インボイス制度の説明会等をオンラインや税務署等で開催しています。

- ✓ オンライン説明会
- ✓ 登録要否相談会
- ✓ インボイス制度説明会

詳細は国税庁のHPをご確認ください。



←国税庁HP

【問合せ】川崎市経済労働局産業政策部企画課 電話 044-200-2332・FAX 044-200-3920

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2153号 令和5年9月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階

電話 044-200-3653(直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えています。ご転居される際には、下記のFAX番号まで送信くださいますよう、お願い申し上げます。 FAX: 044-200-3598